

ノ手書ヲ支給スルニ付、  
ト答ヘテ、

十日 前記署名ノ櫻島工場主藤布拓工場長ヲ訪問シ先キニ懲戒解雇  
事概略ヲ悉ク名(氏名別紙ニ有リ)ノ詳表ヲ一纏メニテ提出シ争議ヲ惹  
起セシ事多謝罪止シ爲ニ工場長ノ責難平固毎日相審メテ争議ヲ出ス事不聲  
明セリ

七日午後櫻島工場ニ於テ會社幹部集リ解雇職工ニ對シテ幾干ノ手書ヲ  
出ス哉。此等手書概略由 添付 表ニ示ス  
會社側ノ十日頃解雇手書規定(別紙参照)發表ニ同時ニ職工ノ手書  
約書(別紙参照)ニ捺印セシム模樣ナリ

因ニ大井會場職工又井戸九百四十四名 十日ハ二千百十五名ナリ  
七日ハ全ク平素ノ通り入場者アリナリ

### 職上規程

第七拾四条 左記各條ノ一ニ該當スル者ハ資格・勤績年數・勤務  
ノ成績等ヲ添付シ左ノ範圍ニ於テ本會各事ノ遺族ニ遺職慰勞  
金ヲ支給ス 十一月、 百八拾圓、 二百拾圓、

- 本社營業状態等ニヨリ多少ノ割増ヲ附スル事ナラズ
- 一 勤績滿三年以上ニシテ死亡シタル者、 二百拾圓、
  - 二 勤績滿五年以上ニシテ傷病ノ爲メ退職ヲ許シタル者、
  - 三 勤績滿五年以上ニシテ定限年數以上ニ達スル者、
  - 四 會社業務上ノ都合ヨリ解雇シタル者、
- 退職慰勞金支給表 十月、 八十圓、

勤績一年未満者、定額日給ノ半額以テ支給スル  
遺職慰勞金以上三圓五毫以内